

船舶事故調査報告書

令和3年1月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年5月24日 02時00分ごろ
発生場所	高知県土佐清水市千尋岬東岸 足摺岬灯台から真方位294° 7.8海里付近 (概位 北緯32° 46.7′ 東経132° 52.8′)
事故の概要	プレジャーボート橋丸は、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年6月2日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 橋丸、0.9トン
船舶番号、船舶所有者等	281-43241高知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.5～2.0m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣りをしながら漂泊中、北東寄りの風波が強くなってきたので、釣りを終了し、土佐清水市三崎港へ向けて千尋岬東方沖を北進中、千尋岬の浅所に乗り揚げた。</p> <p>船長は、右舷船首方に見えていた三崎港の陸岸による灯光を参考に船外機を操船し、本船が千尋岬の東岸に寄っていたことに気付いていなかった。</p> <p>船長は、本船にGPSプロッターが設置されていなかったものの、よく知っている場所であったので、夜間でも安全に航行できると思っていた。</p>
分析	本船は、風力4の北北東風及び波高約1.5～2.0mの波がある状況下、北進中、船長が、陸岸による灯光により船位を判断して航行を続けたことから、圧流されて陸岸に寄っていたことに気付かず、浅所に乗り揚げたものと推定される。
原因	本事故は、夜間、本船が風力4の北北東風及び波高約1.5～2.0mの波がある状況下、北進中、船長が、陸岸による灯光により船位を判断して航行を続けたため、圧流されて陸岸に寄っていたことに気付かず、浅所に乗り揚げたものと推定される。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、風浪がある状況下、圧流に注意し、船位の確認を適切に行うこと。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・夜間に航行する際、GPSプロッター等の船位を測定する航海計器を設置することが望ましい。 |
|--|--|